

# 県議会の仕事と役割

## 県議会の仕事

県議会は、法律で多くの仕事(権限)が与えられ、県政の重要なことを審議・決定する大切な役目を持っています。議会の仕事の主なものは次のとおりです。

### 議決

予算を決めたり、条例を制定、改正、廃止したり、県の重要な事項を決めます。

### 調査と検査

県の仕事が議会で決めたとおりに進められているか、調査と検査をします。

### 意見書の提出

県民の代表として、県民の福祉や利益になることについて国に意見書を提出します。

### 決議

政治・行政に関する課題に対して、議会の意思を表明します。

### 請願・陳情の審査

県民から提出された請願・陳情を審査し、採択された場合は執行機関に送付し、県政への反映を求めます。

## 三重県議会基本条例

三重県議会では、さらなる改革に取り組むため、平成18年に全国都道府県で初めて議会基本条例を制定しました。この条例では三重県議会の基本理念や基本方針を定め、議会の役割を明らかにし、県民の負託に的確に応えることを目指しています。

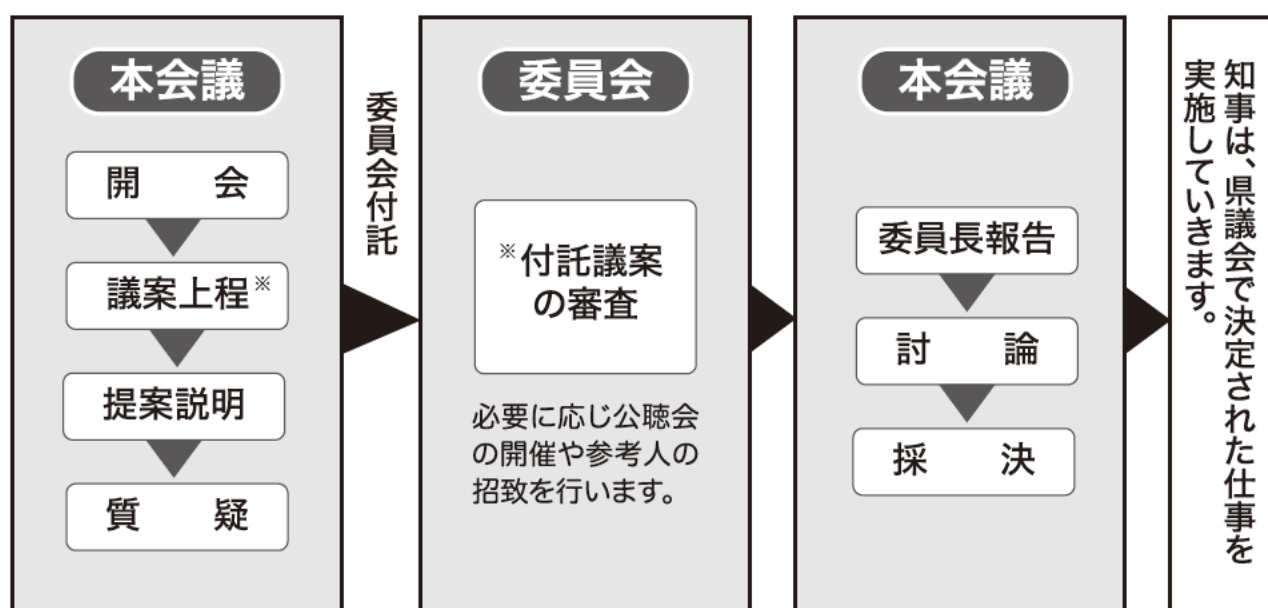
### 基本理念

分権時代を先導する議会を目指し、県民自治の観点から、真の地方自治の実現に取り組みます。

### 基本方針

- 積極的に情報を公開し、県民が参画しやすい開かれた議会運営を行います。
- 政策決定のほか、知事等の事務執行について監視や評価を行います。
- 提出された議案を審議するほか、独自の政策立案・政策提言に取り組みます。
- 議会改革を推進し、他の自治体議会との交流や連携を行います。

## 議案審議の流れ



委員会では審議する議案や請願を決めます。

送られて来た議案や請願などについて、いろいろな角度から専門的に詳しく審査し、委員会として賛否を決めます。

議案などについて、賛成か反対かを出席議員の過半数で決めます。

知事は、県議会で決定された仕事を実施していきます。

### 用語解説

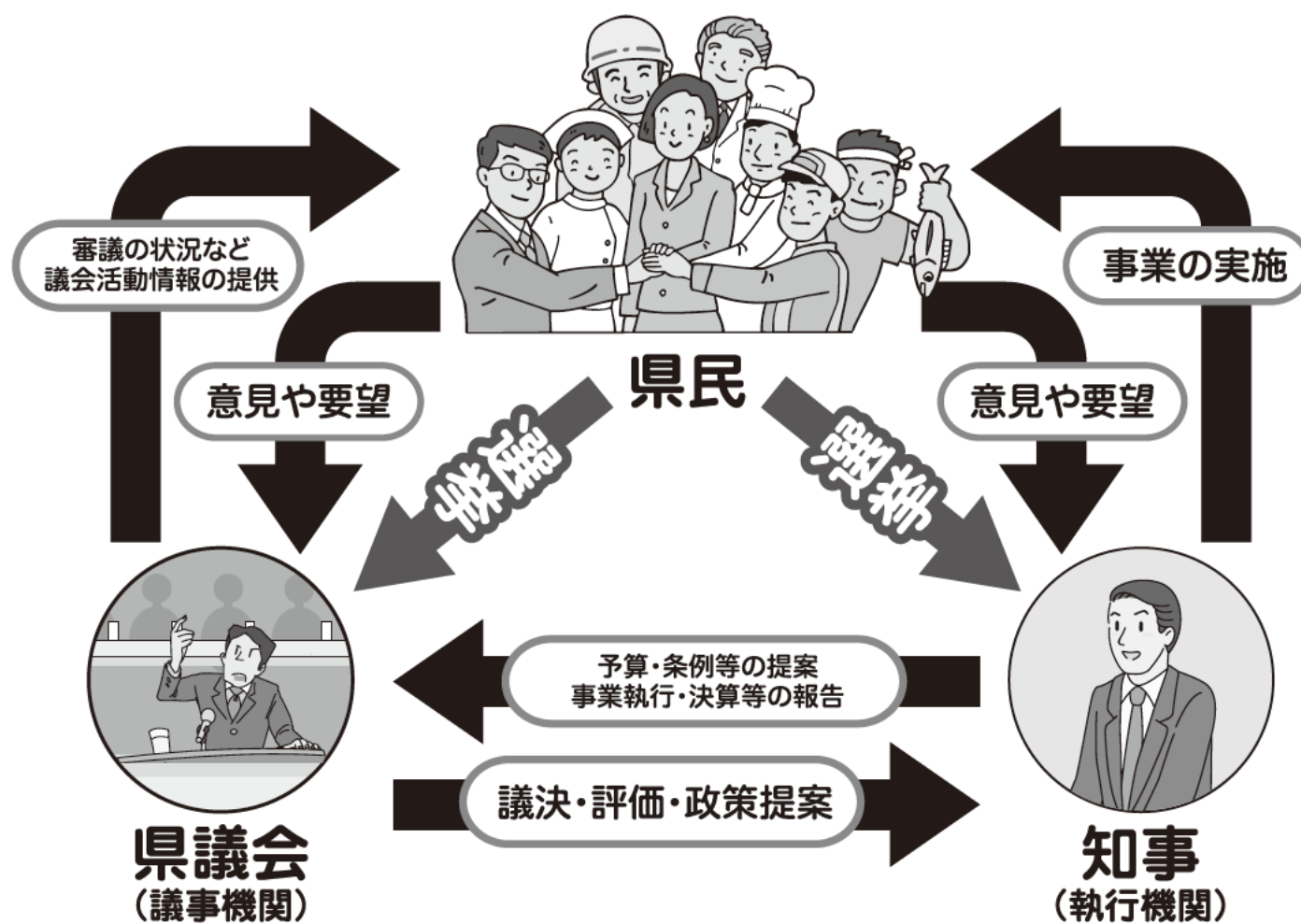
- 議案……議会の議決を経るために、知事、議員または委員会が議長に提出する案件。  
 上程……本会議で議題として取り扱うこと。  
 付託……本会議での質疑が終了した後、さらに詳しく検討を加えるため、委員会に審査を託すこと。  
 請願・陳情……4ページをご覧ください。  
 公聴会・参考人招致……3ページをご覧ください。

## 県議会の役割

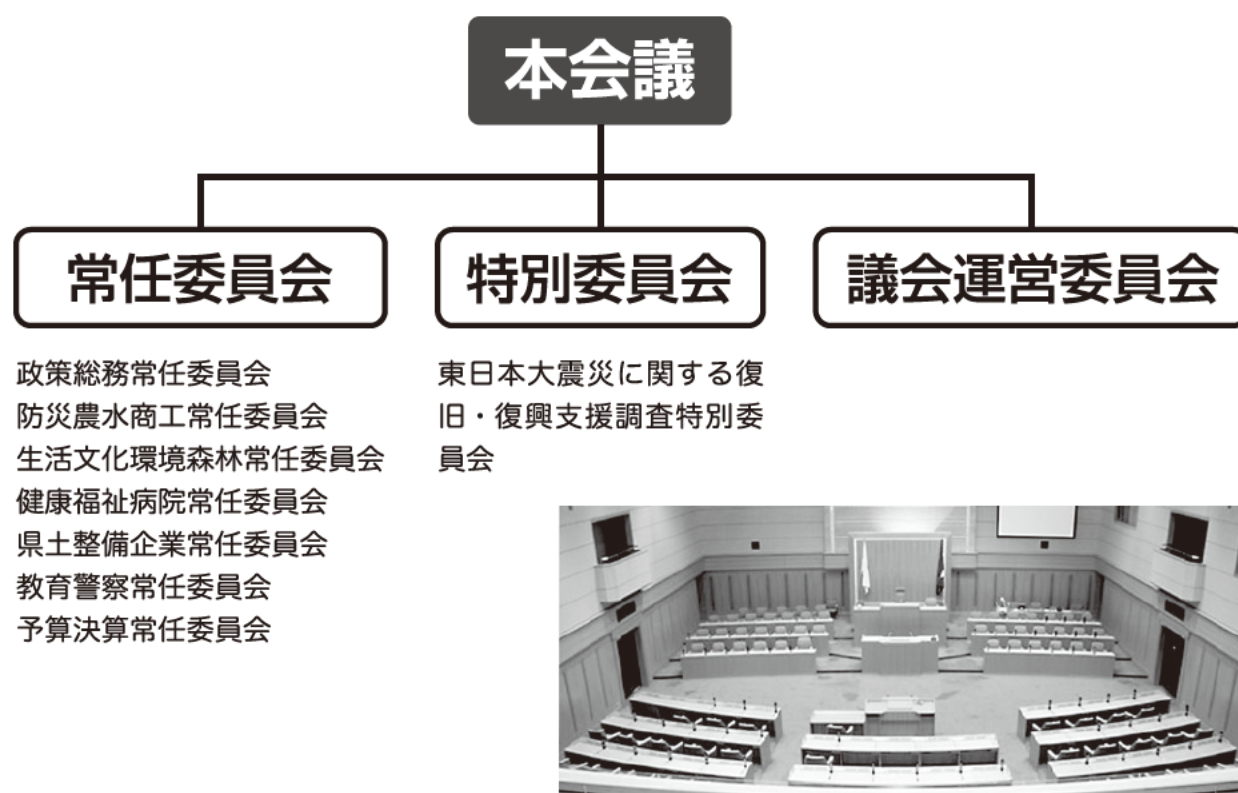
県議会は、県民の皆さんから選ばれた県民の代表である「県議会議員」で構成されています。また知事も県民の皆さんから直接選挙で選ばれており、これを「二元代表制」と言います。

県議会は「議事機関」として、県政を進めるうえでの大切な事柄を話し合い、決めていく重要な役割を持っています。

県議会で決定されたことを実行するのが知事をはじめとする「執行機関」であり、議事機関である県議会と執行機関である知事が二元代表制の下、それぞれの役割を担いつつ、より良い県政を進めていきます。



## 県議会のしくみ



### 本会議

議員全員が集まって、議案の審議や議会としての最終意思決定(議決)を行います。

### 委員会

本会議での審議を効率的に行うため、少人数の議員で構成する委員会を設け、議案などを専門的に審査します。委員会には大きく分けて次の3つがあります。

- 常任委員会……本会議で付託された議案や請願の審査をします。議長を除く議員は6つある「行政部門常任委員会」のいずれかに所属します。また、「予算決算常任委員会」には議長を除く全議員が所属します。
- 特別委員会……特定の事柄について調べるため、必要に応じて設置されます。
- 議会運営委員会……議会が円滑に運営できるように、会議の進め方を協議するため、必要に応じて開かれます。